告示第１２３５号
令和８年１１月５日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について（公告）

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます。

記

１　地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域

(1) 犬迫町上地区

(2) 喜入

２　縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和８年１１月５日（木）から同月１８日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで

３　縦覧場所

(1) 犬迫町上地区の計画

鹿児島市伊敷五丁目１５番１号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所３階）

(2) 喜入の計画

鹿児島市喜入町７０００番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課喜入農林事務所（喜入支所２階）

4　意見書の提出について

各計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2) 提出期限

令和８年１１月１８日（水）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

(4) 提出先

ア　犬迫町上地区の計画

鹿児島市伊敷五丁目１５番１号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所３階）

イ　喜入の計画

鹿児島市喜入町７０００番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課喜入農林事務所（喜入支所２階）